

パブリック・コメント手続（意見募集）

許認可等の標準処理期間に関する規則中
改正案について

意見募集期間

令和2年（2020年）

4月13日（月）～5月13日（水）

お問い合わせ先：総務部総務課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、行政手続法及び横須賀市行政手続条例に基づく標準処理期間についての規則です。

許認可等に関する事務について、処理期間が法令により定められていないものについては、この規則で標準的な処理期間を定めることにより、許認可等を受けられるおおよその時期を予測できるようになることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上に役立てることが出来ます。また、許認可等に関する事務を迅速に処理するため、標準処理期間を定めたときは、これを公にしなければならぬ旨が定められています。

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、このような考え方に基づくものであり、個別の事務の名称と標準処理期間等を別表に一覧にし、新たな事務が追加されるなどの変更がある場合には、その都度見直しをしています。

この度のパブリック・コメント手続は、この別表の見直しに関し全般的なことと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

【目 次】

◆ 許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案（別表の改正）	
標準処理期間を新たに設定する事務	2
標準処理期間を変更する事務	4
標準処理期間を削除する事務	5
◆ 許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）	6
◆ 意見の提出方法	7

・標準処理期間を新たに設定する事務（13件）

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間	内訳					理由	所管課名
				申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	公設放課後児童クラブの使用決定	横須賀市放課後児童クラブ設置条例第7条	15日	5日	5日	0日	0日	5日	公設放課後学童クラブを設置したことにより、事務が生じたため。	こども育成部 こども育成総務課
2	公設放課後児童クラブの使用料の減免決定	横須賀市放課後児童クラブ設置条例第9条	15日	5日	5日	0日	0日	5日		
3	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	90日	30日	55日	0日	0日	5日	法令改正により新たに事務が生じたため。	こども育成部 幼保児童施設課
4	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定(連携施設)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項	90日	30日	55日	0日	0日	5日		
5	幼保連携型認定こども園の設置認可	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項	90日	30日	55日	0日	0日	5日		
6	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法第31条第1項	30日	15日	10日	0日	0日	5日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間	内訳					理由	所管課名
				申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
7	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども・子育て支援法第 32 条第 1 項	30 日	15 日	10 日	0 日	0 日	5 日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	こども育成部 幼保児童施設課
8	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項	30 日	15 日	10 日	0 日	0 日	5 日		
9	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法第 44 条第 1 項	30 日	15 日	10 日	0 日	0 日	5 日		
10	施行管理方針に係る確認申請	土壌汚染対策法第 12 条第 1 項第 1 号	30 日	3 日	22 日	1 日	0 日	4 日	法令改正により新たに事務が生じたため	環境政策部 環境管理課
11	測量成果の使用(公共測量)	測量法第 44 条第 1 項及び 2 項	10 日	1 日	7 日	0 日	0 日	2 日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	都市部 都市計画課
12	休止中の地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間の延長(地下貯蔵タンク又は二重殻タンク)	危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項	7 日	1 日	1 日	2 日	0 日	3 日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	消防局 予防課
13	休止中の地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間の延長(地下埋設配管)	危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項	7 日	1 日	1 日	2 日	0 日	3 日		

・標準処理期間を変更する事務（４件）

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間	内訳					理由	所管課名
				申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	総合的設計による一団地の総合設計制度の許可	建築基準法第 86 条第 3 項	90 日 (60 日)	1 日 (1 日)	28 日 (14 日)	1 日 (1 日)	30 日 (30 日)	30 日 (14 日)	審査基準等制定以降の事例の蓄積及び許可後の公告を行う日数を考慮したため。	都市部 建築指導課
2	連担建築物の総合設計制度の許可	建築基準法第 86 条第 4 項	90 日 (60 日)	1 日 (1 日)	28 日 (14 日)	1 日 (1 日)	30 日 (30 日)	30 日 (14 日)		
3	既存の総合的設計による一団地認定等の総合設計制度の許可	建築基準法第 86 条の 2 第 2 項	90 日 (60 日)	1 日 (1 日)	28 日 (14 日)	1 日 (1 日)	30 日 (30 日)	30 日 (14 日)		
4	総合的設計による一団地又は連担建築物の総合設計制度の再許可	建築基準法第 86 条の 2 第 3 項	90 日 (60 日)	1 日 (1 日)	28 日 (14 日)	1 日 (1 日)	30 日 (30 日)	30 日 (14 日)		

・標準処理期間を削除する事務（3件）

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間	内訳					理由	所管課名
				申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認(新基準適合期限延長)	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号)附則第7項	7日	1日	1日	2日	0日	3日	市内の屋外タンク貯蔵所の全てが、新基準に適合されたことで、本件事務の対象となる屋外タンク貯蔵所が存在しないため。また、今後も発生することはないため。	消防局 予防課
2	準特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認(新基準適合期限延長)	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)附則第7項	7日	1日	1日	2日	0日	3日		
3	特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認(浮き屋根)(新基準適合期限延長)	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第3号)附則第3条第1項	7日	1日	1日	2日	0日	3日		

○許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）

（総則）

第1条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条及び横須賀市行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第5条第1項に規定する標準処理期間(申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（標準処理期間等）

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日)とする。
- 3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

（適用除外）

第3条 当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、市長又は福祉事務所長が明らかに前条に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同条の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

（例外規定）

第4条 補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)及びサービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号)に基づく標準処理期間については、別に定める。

（標準処理期間の掲出）

第5条 標準処理期間を設定した課等は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示しなければならない。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和2年(2020年)4月13日(月)から5月13日(水)まで

- 2 宛 先 総務部総務課情報公開係(市政情報コーナー)

- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めておりませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・ 市内在勤の場合 勤務先名・所在地
 - ・ 市内在学の場合 学校名・所在地
 - ・ 本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
 - ・ 本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合 利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ・ 直接持ち込み 市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階34番窓口)
各行政センター
 - ・ 郵送 〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 市政情報コーナー
 - ・ ファクシミリ 046-826-1682
 - ・ 電子メール inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。